

仕 様 書

1 業務名

商店街情報発信支援事業（PR 動画コンテスト）業務委託

2 業務の目的

現在、市内商店街の多くが、来街者・売上の減少という喫緊の課題に直面している。

そこで、本事業では、市内外からコンテスト形式で、商店街の魅力を伝える動画を募集することで、新たな商店街の魅力発見やこれまで商店街に関心のなかった層の来街促進を図る。

3 契約期間

契約締結日～令和8年3月6日（金）

4 PR 動画コンテスト概要

（1）日程

- ・令和7年9月～10月 PR 動画コンテスト告知
- ・令和7年11月～令和8年1月 PR 動画募集
- ・令和8年2月 審査会、表彰式

（2）表彰式会場

市内の200人程度収容可能な会場

（3）参加費

無料

5 業務内容

「2 業務の目的」の達成に向け、PR 動画コンテスト実施に必要な企画・運営等に係る一切の業務を委託する。

（1）PR 動画コンテストの企画運営及び進行管理に係る事項

- ア PR 動画コンテスト企画の作成
- イ PR 動画コンテスト実施スケジュールの作成
- ウ PR 動画コンテスト全般の運営管理
（審査員の招聘、表彰式会場の確保、表彰式の進行を含む）

【留意事項】突発的なトラブル時の対策（中止の場合を含む）など危機管理について配慮すること。

（2）PR 動画募集サイトに係る事項

- ア PR 動画募集サイトの設置・運営
（企業協賛・景品情報の管理、不適切動画の削除、投稿作品の投票管理、セキュリティ対策を含む）
- イ 投稿者に対する説明（問合せ対応も含む）
- ウ 表彰者への表彰式出席連絡
- エ 投稿者へのアンケート（集計も含む）

(3) PR 動画コンテスト広報業務

ア 広報計画の作成

イ ポスター、フライヤーの作成

(4) その他、PR 動画コンテスト実施に必要な業務

(5) 事業報告の作成・提出

すべての事業について、実施状況が分かる写真等を掲載し、事業実績報告書を作成すること。下記提出物については、そのデータを納品すること。

ア 提出物

①事業実績報告書

②上記「5 業務内容(1)(2)(3)」における作成物データ

③上記「5 業務内容(2)」における投稿者アンケート集計データ

④記録写真

⑤業務完了報告書

イ 納品期限 令和8年3月13日(金)

6 留意事項・条件等

(1) 契約締結後、速やかに業務計画書(業務実施スケジュール、実施体制等)を作成し、市に提出してその承認を受けること。

(2) 当該業務で取り扱う個人情報の収集については必要最小限度にとどめ、個人の権利等を侵害することのないよう、法令、条例等を遵守し適正な取扱いを確保するものとする。

(3) 受託者は本業務について秘密を守り、業務内容を許可なく第三者に公表、転用及び貸与してはならない。

(4) 受託者は市と綿密に連絡を取りながら、委託業務を実施しなければならない。また、市が業務の履行に関し受託者に報告を求めた時には直ちに応じること。

(5) 当該 PR 動画コンテストの開催にあたり傷害保険に加入するなど、来場者及びスタッフが事故を被った場合に備え、受託者の責任で対応すること。

(6) 受託者は本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に市の承諾を得たとき又は市と協議を行った上で再委託した方が効果的と判断された場合はこの限りではない。再委託先の行った作業の結果については受託者が全責任を負うこと。

(7) 契約金額には委託契約の履行に必要となる一切の経費(会場使用料、電気料金、設営・撤去費、運搬費等の諸経費等)を含む。

(8) 本業務の遂行にあたり、市又は第三者に損害を及ぼしたときは、市の責任に帰する場合を除き、受託者がその賠償の責任を負うこととする。

(9) 成果品の所有権及び全ての著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含むが、これらに限られない。)は、市に帰属するものとする。

(10) 本仕様書に定める事項等に疑義が生じた場合は速やかに受託者及び市で協議して決定する。

(11) 本仕様書に定めのない事項等については、協議の上決定するもの。

(12) 受託者は、北九州市契約規則及びその他の関係規則を遵守すること。

(13) 本業務における成果の著作権は、全て北九州市に帰属するものとする。

7 委託料の支払い

- (1) 委託業務完了後に、速やかに業務完了報告書を作成し、市に提出すること。
- (2) 受注者は、市から委託業務の履行をすべて完了したことの確認を受けた後に、市の指定する方法により、委託料を請求するものとする。
- (3) 市は、受注者から委託料の請求があったときは、適法な支払請求書を受理した日から起算して30日以内に受注者に支払うものとする。

8 費用の積算にあたっての留意事項

- (1) 審査員への謝礼・交通費について
事業者が負担するものとする。交通費は、実費（審査員所属先から表彰式会場までの経費）で計算すること。
- (3) PR 動画コンテスト経費について
資料作成に係る経費、通信費、印刷費の経費は事業者が負担することとする。
- (4) 本契約の履行に必要な業務
 - ア PR 動画コンテスト実施・運営に係る事前・当日準備一式（広報物の作成、会場設営、動画募集債との管理・運営を含む）
 - イ PR 動画コンテスト当日受付、写真撮影
 - ウ 投稿者へのアンケート実施、集計
 - エ 報告書作成業務（開催概要、写真等含む）
- (7) その他
 - ア 委託者と協議のうえで、業務全体の計画書を作成し、契約締結後速やかに提出すること。
 - イ 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
 - ウ 実施にあたっては、安全管理、危機管理等について十分留意すること。
 - エ 資料等勉強会にかかる一切の制作物制作にあたり、著作権や肖像権などに十分に留意し、決して法に抵触しないこと。
 - オ 本業務の履行にあたり入手した一切の権利は、市に帰属するものとする。
 - カ 仕様書に定めのない事項または疑義がある場合は市と協議の上、業務を実施すること。

9 成果物の納入先

北九州市産業経済局サービス産業政策課

10 秘密の保持

個人情報を含む一切の情報を、第三者に漏らしてはならない。